

外国人従業員のご採用について



学生就労支援センター

学生就労支援センター

【外国人採用で発生する要素】

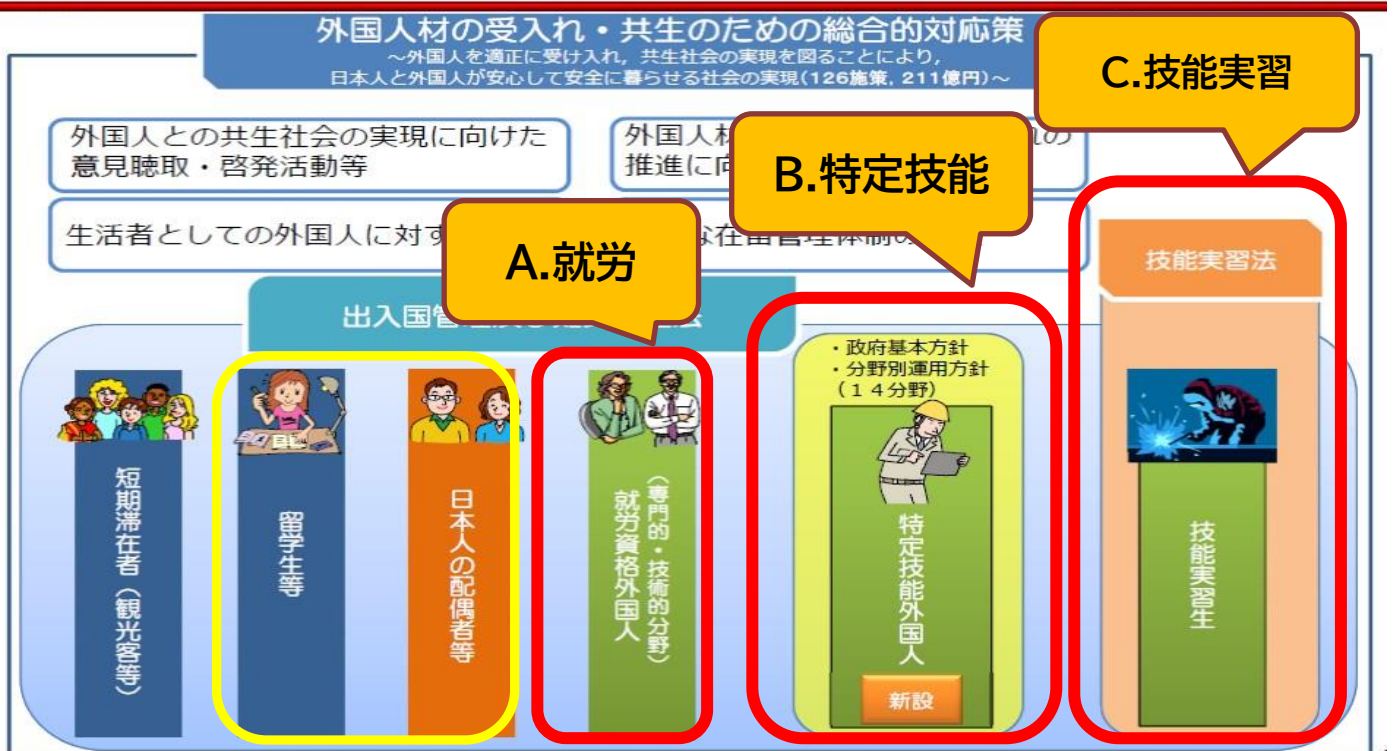
利点	不安点
・ 若手人材の確保がしやすい ・ 優秀な人材が確保しやすい ・ 社内の活性化 ・ グローバル展開の戦力になる ・ 勤労意欲が高い	・ ビザの確認や手続きが必要 ・ 文化や価値観の違い ・ 言葉の理解度

【外国人の在留資格（ビザ）】

外国人材の受入れ体制



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan



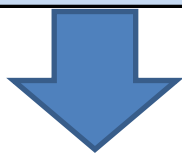
* 赤枠・・・フルタイムで働くことができる

* 黄枠・・・働ける時間数に制限があり、フルタイムで働くことができない

学生就労支援センター

【ビザの違い】

	A. 就労	B. 特定技能	C. 技能実習
期間	雇用契約に準ずる (更新制・制限なし)	・ 上限5年（特定技能1号） ・ 定めなし（特定技能2号）	3年（最長5年） ※帰国義務
学歴	大卒（短大含む）以上	不問	不問
職歴	不問	不問	関連業務の経験必須
資格	なし	日本語N4＋技能試験合格 ※技能実習2号修了者は免除	なし
仲介	必要なし	（登録支援機関） ※依頼しなくても良い	管理団体 必須
給与	大卒者同等以上	同職務を担当する日本人社員と同等以上	最低賃金以上
転職	技・人・国での就労に限り 転職可	特定業種間の転職可	不可
採用人数	制限なし	制限なし	あり



【A. 就労（技術・人文知識・国際業務）】

※学生は技術分野でビザを申請します

- ☑外国人が専門学校・短大・大学のいずれかを卒業している
- ☑外国人の専攻や学んだ科目と従事する職務に関連性がある
- ☑外国人と有効な雇用契約が結ばれている
- ☑雇用する会社の経営状況が安定している
- ☑給与が日本人同等以上

学生就労支援センター

【学生就労支援センターとは】

活気あるアジアの若者が日本で健全に働くことをサポートするためにたちあげた組織です。母体は外国にある大手日本語学校です。

メイン事業

外国人材の就職支援

- ・日本企業への訪問説明
- ・各種ビザの申請支援

外国人材の生活支援

- ・来日前後の研修
- ・入国対応
- ・就業後のフォローアップ

外国人材の日本語教育

- ・語学教育
- ・職業訓練

サブ事業

貿易事業



- ・ベトナムから仕入支援事業。
- ・ベトナムに輸出支援事業。

機械部品委託加工



- ・製作したい部品のサンプル・図面を頂き、ベトナムの企業で試作品を作って、日本へ送ります。材質、規格等を指定可能です。試作品作成と郵送費は無料です。

ベトナムへの進出支援



- ・現地調査、物件選び、工場建設、各種許可申請業務、ベトナムで操業するまでをトータルサポートします。

技術者受け入れに際しての必要書類

ご用意いただく書類	入国管理局申請に必要な確認事項
会社登記簿謄本	常勤職員数（合計人数、事務部員人数、現場部員人数）
会社パンフレット	前年度売上高、前年度経常損益、 前年度当期当期純損益
直近の決算書（税務署受付印のある申告書 控えのコピー、貸借対照表、損益計算書）	
労使協定書のコピー	御社の直近年次の初任給額 （大卒、高卒、中卒に分けて下さい）
労災・雇用保険の事業所別被保険者台帳 （ハローワークで発給されるものの原本）	御社の労働時間 （始業時間、終業時間、休憩時間）
御社の年間カレンダー （会社の休日が記載されているもの）	1週間の所定労働時間数 年間総所定労働時間数 年間総所定労働日数
農業の場合は農家基本台帳（営農証明）	安全管理者の有無 衛生管理者の有無

お気軽にご相談くださいませ！

学生就労支援センター

〒452-0008 愛知県清須市西枇杷島町地領1-13-19

TEL : 052-753-5202

FAX : 052-753-5212

EMAIL tranyentq08092013@gmail.com
kenshuu.hikari@gmail.com

学生就労支援センター



学生就労支援センター

〒452-0008愛知県清須市西枇杷島町地領1-13-19
TEL: 052-753-5202 FAX: 052-753-5212

